

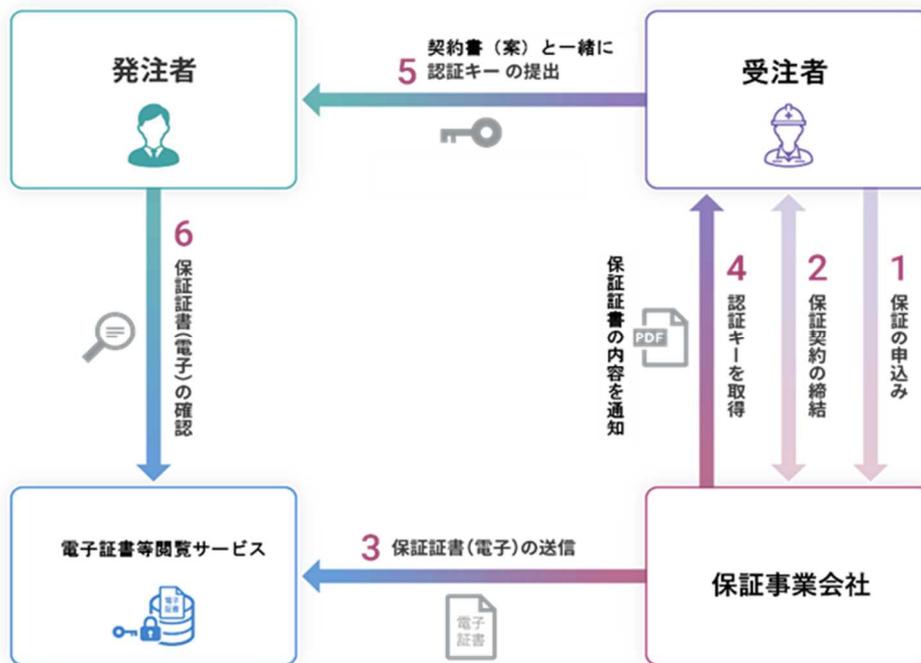
建設工事等における保証証書（契約保証・前払保証）の電子化について

令和4年8月17日
茨城県企業局

このたび、茨城県企業局では建設工事及び建設コンサルタント業務における契約保証及び前金払保証について、令和4年9月1日以降の契約から、電子化された保証証書の提出を可能としましたので、お知らせいたします。（引き続き、紙での提出も可能です。）

1 保証証書の電子化について

- ・契約保証及び前金払保証の申し込み、保証の申込み・保証証書の保管、発注者への提出等を、インターネットを介して行うものです。



※電子証書は、保証事業会社で取り扱っています。

2 電子化のメリット

- ・発注者に、保証証書を郵送・持参する必要がありません。
※その代わりに、発注者に認証キー（暗証番号）を通知します。発注者は認証キーを使って電子証書を確認します。
- ・保証証書は保証事業会社が指定するシステムに保管されるので、受発注者で保管する必要がなく、紛失のリスクもありません。

3 その他

申し込み、提出方法等については、保証事業会社に、契約の際の手続きについては、各発注機関にお問合せください。

PDF方式により発行された保険証券等を電子メールにより提出する方法は対象外となりますのでご注意ください。